慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	歐米社債法制と兩法系の對立 (三) (完)
Sub Title	
Author	栗栖, 赳夫(Kurusu, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1933
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.12, No.1 (1933. 3) ,p.63- 115
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19330310-0063

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歐米社債法制と兩法系の對立（三）（完）

栗栖赳夫

第四章　佛國に於ける社債法

（一）佛國に於ては一八〇七年の商法第一編第三章に會社に關する規定を設けて以來、一八六七年七月二十四日の法律(loi du 24 juillet 1867)（株式會社設立に關し免許主義を改めて準則主義と爲したり）、一九〇二年七月九日の法律(loi du 9 juillet 1902)（優先株及現物株に付規定したる法律）、一九一三年十一月二十二日の法律(loi du 24 novembre 1913)（非常株主總會に關する規定を設けたる法律）、一九一五年十二月十八日の法律(loi du 18 decembre 1915)（生產組合に關する規定を設けたる法律）、一九二四年一月三日の法律(loi du 3 janvier 1924)（生產組合に關する規定を設けたる法律）、一九一七年四月二十六日の法律(loi du 26 avril 1917)（勞働參加株式會社に關する規定を設けたる法律）、一九二一年六月二十一日の法律(loi du 21 juin 1921)（匿名組合に關する規定を設けたる法律）、一九二五年三月七日の法律(loi du 7 mars 1925)（有限責任會社に關する規定を設けたる法律）、等多數の追加又は改正法律が公布せられ、會社に關する詳細の規定ありと雖も、未だ社債

(obligation) に關する系統的規定を有せず(註一)。然れども社債の觀念は早くより發達し、擔保附社債 (obligation hypothécaire) 及無擔保社債が俱に認められ、斯る社債は原則として發行價額を以て償還せらるゝ雖も (obligations remboursables au prix d'émission)、一定の割增金を附して償還するもの (obligations remboursables avec une prime déterminée)、又は富籤附のものも (obligations à lots)(一八三六年五月二十一日の法律が富籤を禁止して以來一般に行はれず。) 亦行はる(註二)。而して其の發行及賣出に關して、一九〇七年一月三十日の法律(loi du 30 janvier 1907)あり。又社債權者の團體的行動も早くより認められ、裁判所に於ては、社債權者團體共同の利益を擁護する必要上、société civile des obligataires) 制度を認め、終に一九一九年七月二日の法律 (loi du 2 juillet 1919) 中に於て初めて société civile des obligataires なる文字を使用せり。尙又社債權者をして簡便に其の團體を組成せしめむが爲に一九〇一年七月一日の法律 (loi du 1 juillet 1901)を制定し association d' obligataires を認めたり。以下(1)一九〇七年一月三十日の社債(其の他有價證券)發行及賣出に關する法律(2)裁判上の認められたる société civile des obligataires 及(3)一九〇一年七月一日の association d'obligataires に關する法律に付其の大要を說くべし。

(二)　一九〇七年一月三十日の法律(loi du 30 jauvier 1907)は社債(obligations)株式(actions)其の

他の有價證券(titres de quelque nature quils soient)の發行賣出其の他之を公衆に提供せむとする場合に於て爲すべき公告に付規定したるものとす。(10)佛國に於て社債、株式其の他の有價證券の發行、賣出其の他之を公衆に提供せむとする場合に於ては此の法律の定むる所に依り先づ左に掲ぐる事項を官報附錄(Bulletin annexe au Journal officiel)に公告することを要す(外國會社は佛國に住所を定むる必要あり)。

(1) 會社の名稱又は商號
(2) 會社の準據法(外國法の場合には其の旨)
(3) 會社の所在地
(4) 營業の目的
(5) 存立時期
(6) 資本金、各種株式の配當率及未だ拂込を了へざる資本金
(7) 最終の貸借對照表
(8) 發行又は賣出すべき社債の總額、數、利率、償還の方法及期限其の他の條件並に擔保附社債なるときは其の擔保の內容
(9) 前に社債を募集したるときは其の償還を了へざる總額及之に擔保を附したるときは其の內容

(10) 株主總會招集手續及時期、發起人、取締役、業務執行者其の他一定の者に對し利益を分配することを約したるときは其の旨

(11) 外國會社なるときは佛譯したる定款

右公告を官報附錄に爲したるときは初めて社債、株式、其の他の有價證券の募集、賣出等を爲すことを得べく、其の目論見書、勸誘狀其の他には右官報附錄に掲載したると同一の事項を掲載し官報附錄公告番號をも表示することを要す。又新聞紙に公告せむとするときは官報附錄に掲載したる事項を抜萃し之に同附錄公告番號を加へて爲すことを要す。本法律の規定に違反したる者は一定の制裁を加へらる。

(三) 既に一言したるが如く大陸法系に屬する佛國に於ては會社と社債權者團體との間に受託者(trustees)の介入を見ず。從て會社の破産、裁判上の清算、擔保權の實行其の他の場合に於て社債權者團體共同の利益を擁護するの必要上裁判所に於ては早くより société civile des obligataires の制度を認め(既に述べたるが如く一九一九年七月(loi du 2 juillet 1919)の社債發行會社の和議に關する法律中には初めて此の文字を用ふ)、又一九〇一年以後は多く一九〇一年七月の法律(Loi du juéllet, 1901)に依り(社債權者團體を法文に認めたるものなり) association d' obligataires を認め、以て其の目的を達しつつあり(註三)。是れ佛國の特色とすることは既述の如し。société civile des obligataires

を以て佛國民法第一千八百三十二條に依る會社と解すべきや否やに付ては議論ありたれども、一八八五年初めて巴里控訴院は會社が其の所有する不動産の上に抵當權を設定して社債を發行し、現在及將來に於ける其の社債權者を社員として會社を設立したるに對し之を有效とする判決を與へ(Paris, 5 déc. 1885 Journal du Palais, 1886. 683.) 續で大審院に於ても此の判決を支持したり。然れども當時は未だ其の法人格を認むるに至らざりき。然るに其の後大審院は斯る會社が定款に依り設立せられ、之を代表すべき取締役を有するに於ては民事訴訟法第六十九條の解釋を擴張して之れが法人格を認めたり(註四)。

斯くの如く社債權者團體共通の利益を擁護するために會社を組織するものの外組合(association)を組織して以て同一の目的を達成せむとする場合ありたれども(註五)、之に關する規定を缺き且つ刑法第二百九十一條に依り個人が組合を組織するに付ては種々の制限ありたるを以て之れが目的達成は困難を伴ひたり。是に於て一九〇一年七月一日の法律は斯る困難を除去し、簡便に社債權者團體をして組合即ち association d'obligataires を組織せしめむが爲めに設けられたる次第なり。société civile des obligataires 又は association d'obligataires 組織の手續は大體次に示すが如し。

(1) société civile des obligataires は其の定款に依り又 association d'obligataires は其の契約に依

り之を組織す。而して斯る定款又は契約は發行會社の取締役が發行會社の定款又は株主總會の決議に基き社債發行前豫め之を作成す。其の作成は公正證書に依る場合多し。

斯る定款又は契約には(a)社債權者團體の組織を明にし社員又は組合員たる各社債權者の單獨行爲を許さざることと爲し、(b)且つ社債權者團體の意思決定機關として社債權者集會制度を設け各社債權者は該集會の決議に參加する權を有する旨を定め(c)社債權者の權利は社債の移轉に伴ひて移轉することを規定し、且つ(d)社債權者團體の爲に必要なる事務を處理する爲め執行者(取締役又は理事)に關する定を爲し又(e)費用負擔の定等を爲すを普通とす。

(2) 右掲定款又は契約に付ては之を社債の應募者に知らしむる爲め申込證目論見書等に記載し應募者は社債の應募に依り社員又は組合員たることを約諾するものなり。

(3) 最初の取締役又は理事は右掲定款又は契約に依り指名せらるるも差支なしと雖も普通は第一回の社債權者集會に於て之を選任するを原則とす。取締役又は理事が退任したるときは新に取締役又は理事を選任す。

取締役又は理事は社債權者團體たる société civile des obligataires 又は association d'obligataires を代表し、社債權者團體の爲に其の決議の執行、權利の行使、訴訟手續に屬する一切の行爲を爲

すことを得るものにして、社債辨濟の猶豫、期限の延長、利率の低減其の他條件の變更に付承諾を爲し又は擔保物の處分を爲すを最も普通とす。

(4) 社債權者集會は社債權者團體の意思決定機關にして法律は第一回集會及其他の集會招集の時期及手續議事等に付何等定むる所なし。故に定款又は契約の定むる所に依る(註六)。

(5) 右掲定款又は契約は其の定むる所に從ひ社債權者集會の決議に依り之を變更することを得べし。但し社債權者平等の原則、其の他 société civile des obligataires 又は association d'obligataires の本來の目的に反する變更は之を爲すことを得ざるものとす。

(6) 場合に依り société civile des obligataires 又は association d'obligataires は社債發行を取扱ひたる銀行其の他の信用機關(établissement de crédit)に依り管理せらるること珍しからず(註七)。

(7) société civile des obligataires 又は associatoin d'obligataires は社債辨濟の確保を目的として組織せらるるが故に社債の辨濟を受けたるときは其の事務を清算して解散し、解散に當りては社債權者集會を招集し清算の承認を求むるを常とす。然れども其の社債總額の辨濟を完了せざるときは之を解散することを能はざるなり。尤も總社債權者の同意あるときは此の限りに非ざるものとす。

(四)　尙最後に示すべきものは一九一九年七月二日の法律(loi du 2 juéllet 1919)なり(一九二二年四月改正)。元來該法律は「戰爭ノ一般的原因ニ基キ商人ト其ノ債權者トノ間ニ成立セル和議ニ關スル規則」(le règlement transactionnel pur cause générale de guerre entre les commercants et leurs créanciers)にして其の施行に期限ある暫定法なり(註八)。本法は第一章に於て個人たる商人と其の債權者との間の和議に付規定し、第二章に於て會社に關する特則を設けたるものにして社債發行會社の和議に於ては社債權者(obligataires)と一般債權者(créanciers)とを區別し各獨立して和議の條件に付贊否を決せしめ而して裁判所は兩者を總合して單一の認可又は拒否を與ふものなり。即ち社債權者團體の特殊的地位及利益を尊重し特に之を一般債權者と分離して別箇の集會を開かしむるものにして是れ本法の特色に外ならず。

社債權者が和議の條件に付贊否を決するは社債權者集會の決議に依る。而して斯る社債權者集會は裁判所に於て之を招集し且つ指揮するものとす(註九)。

(五)　既に述べたるが如く佛國に於ては商法中に會社に關する詳細の規定を有すと雖も社債及社債權者團體に關する系統的規定を缺き種々の不備及不便あるを以て之に改善を加へむとする運動は既に前世紀の中頃以降引續き行はれたり(註一〇)。即ち既に一八七五年設置せられたる佛國院外委員會

(une commission extraparlementaire)が社債に關する法制の調査に着手して以來幾多の法案の作成を見たりと雖も、未だ何れも議會を通過して法律たるに至らざるものにして今其の主要のものを列擧すれば左の如し(註一一)。

(1) 一八八三年の院外委員會の會社法改正法案　一八八二年の金融恐慌の結果一八六七年の株式會社に關する法律に適當の改正を加ふべき必要に迫められ設けたる院外委員會に於て起草したる法案にして、社債に關しては第五章第七十五條召至第八十六條に之を定めたり。而して本法案は一八八四年十一月二十九日議會を通過し一八九三年八月一日公布を見たりと雖も社債に關する規定は議會に於て削除せられたり。

(2) 一八八六年の René Brice 氏法案　本法案は一八八六年十月二十五日 René Brice に依りて議會に提出せられたるものなれども終に議會に放て否決せられたり。

(3) 一八九三年の Gerville-Réache の法案及一八九四年の Calvinhac の法案　兩法案は一八九二年のパナマ運河會社の清算(la liquidation de la Crmpagnie du Canal de Panama)事件に鑑み立案せられたるものにして前者は一八九三年十二月十八日に、後者は一八九四年四月二十八日に夫々提案せられたれども何れも其の實現の運に至らざりき。

(4) 一九〇三年及一九〇六年の院外委員會の法案　政府は一九〇二年に至り再び會社法改正に關する院外委員會を設置し、其の起草に係る社債及發起人に關する法案（projet de loi du 4 juillet 1903）十七箇條を一九〇三年七月四日議會に提出したれども討議せられずして其の儘となりたるを以て更に之に修正を加へ、一九〇六年七月十八日議會に提出せられたれども是れ亦其の實現を見ること能はざりき。

(5) 一九一一年及一九一四年の Guillaume Chastenet 氏法案　本法案は一九〇六年の法案に修正を加へたるものにして初め一九一一年三月二十九日即ち同氏の下院議員時代に提出し、又一九一四年一月二十七日、即ち同氏が上院議員時代に提出されたるものなり。既に一言したるが如く本法案は伊太利、墺太利、獨逸等の大陸法系諸國並に英吉利の法制に倣ひ、單に社債權者集會制度を設け、其の代表者をして社債權者共同の利益を擁護せむとするものにして、後述 Raoul Péret 氏の法案に於ける如く佛蘭西特異の發達たる société civile des obligataires 又は association des obligataires の組織に依らざるものとす。本法案も亦實現を見るに至らざりき。

(6) 一九一七年の Raoul Péret 氏法案　本法案は佛蘭西特異の發達たる société civile des obligataires 又は association d'obligataires の組織に依りて社債權者共同の利益を擁護せむとするも

の、即ち佛國會社又は佛蘭西に營業所を有する外國會社の發行したる社債の所持人にして未だ société civile des obligataires 又は association d'obligataires の如き團體組織を有せざるものは社債權者集會を招集し契約を以て association d'obligataires を組織することを認むるものにして十箇條より成る。一九一七年三月二十七日 Raoul Péret 氏に依りて議會に提出せられたるものなれども(Proposition Raoul Péret (27 mars 1917))是亦通過するに至らざりき。

(7) 一九二〇年—一九二五年の René Lafarge 氏法案　本法案は社債に關する規定十三箇條を含み、一九二〇年十一月十六日下院議員 René Lafarge 氏に依りて下院に提出 (Proposition René Lafarge (16 novembre 1920))、更に一九二一年七月六日上院に提出、一九二四年十二月九日上院に於て上程議決を經、一九二五年六月三十日再び下院に提出せられたれども終に其の實現を見るに至らざりき。

今此等諸法案を見るに一九一七年の Raoul Péret 氏の法案は佛國特異の發達を爲せる société des obligataires 及 association d'obligataires. の慣行を踏襲し之に依りて社債權者團體の利益を擁護せむとするものなるに反し Guillaume Chastenet 氏法案は後述白耳義會社法等に於けるが如く單に社債權者集會(l'assemblée des obligataires)を認め之に依りて其の代表者を選任し、之をして社債權者共同

の利益を保護せしめひとするものにして各特長あり(註一二)。而して斯くの如く社債權者の保護に關する法律改正の運動は大體 Raoul Péret 氏法案に現はれたる思想と Guillaume Chastenet 氏法案に見えたる思想と相對立し、未だ成案を得るに至らずと雖も之れが準備に五十有餘年の長年月を費しつつあるは佛國民異常の努力にして全く類例に乏しと謂はざるべからず(註一三)。尙 Guillaume Chastenet 氏法案が一八七三年三月十八日の白耳義會社法(第六八條乃至第七〇條)、一八七四年四月二十四日の墺太利法律、伊太利商法、一八九九年十二月四日の獨逸法律の如き大陸法のみならず、英吉利の法制をも斟酌せることは同氏の一九一四年の提案理由に明示せられ、此の點に於て大陸法及英米法接近の轉向を物語りをること曩に言及せるが如し。

(註一) 社債に關する規定を追加せむとする運動は早くより行はる。本章(五)參照。

(註二) Thaller, Traité élémentaire de droit Commercial, pp. 477. 483-485.

(註三) René Gain, Les sociétés d'obligataires, p. 62.

(註四) 同右 p. 51.

(註五) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. 29.

(註六) René Gain, Les sociétés d'obligataires, pp. 80, 81.

(註七) 同右 p. 79.

(註八) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. 158. 齋藤博士　日本和蘭法論上卷二六八頁、

(註九) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, pp. 25-83.
René Gain, Les sociétés d'obligataires, pp. 61-88.
Thaller, Traité élémentaire de droit Commercial, p. 1293, No. 2210-8.
田中博士商法研究第一卷六七六頁(法學協會雜誌第四七卷第四號一六五頁)、
島田英一氏歐米社債制度研究一五七頁乃至二一九頁、
拙著歐米社債法概論四〇頁乃至四五頁、

(註一〇) 島田英一氏前揭二二〇頁

(註一一) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. p. 8-.
田中博士商法研究第一卷六七三頁乃至六七六頁、
島田英一氏歐米社債制度研究二二〇頁乃至二三三頁、
拙著歐米社債法概論四〇頁。
尙前揭 Jean Escarra の著書には附錄として一九〇三年以降の各法案の內容を揭載せり。

(註一二) 島田英一氏歐米社債制度研究二二二頁、

(註一三) 田中博士商法研究第一卷六七五頁、

第五章　白耳義に於ける社債法

(一) 元來白耳義に於ては既に一八七三年五月十八日公布に係る會社法 (la loi des sociétés, du 18 mai 1873) 中に社債に關する規定を有せり。即ち同法第六十八條及第六十九條は發行會社の破產に

於ける割增金附社債の償還（le remboursement des obligations à primes en cas de faillite de l'établissement débiteur）に付規定を設け、又第七十條は社債權者に一定の事項に付發行會社より通知（communication）を受くる權利及發行會社の株主總會（les assemblées d'actionnaires）に出席する權利を附與したり（註一）。然れども其の規定する所簡に過ぎ種々の疑義を生じ社債權者は發行會社の株主總會に出席することを得べしと雖も、別段議決權を有せず、又會社が社債の元利金の辨濟を遲滯したる場合に於ても社債權者は共同して其の權利を行使するに由なく、頗る社債權者の保護に缺如したり。是に於て既述佛蘭西に於けると同樣に社債に關する法制改正の議起り、一九〇四年二月二日司法大臣 M. van den Heuvel は之れが改正法案を議會に提出したり。該法案は法人格を有する un syndicat permanent des obligataires を組織せしめ社債權者の團體的行動を認めむとするものにして一九〇五年六月十六日上院を通過したれども下院に於て審議未了に終りたり。是に於て更に立案を新たにし、竟に一九一三年五月二十五日改正法案の議會通過を見たり（一九一九年十一月二十三日の法律に依り一部改正を加へたり）。是れ現行白耳義商法第九編第四章第八節第八十二條乃至第百條にして商事會社（les sociétés commerciales）の社債に關する規定に外ならず（註二）。而して其規定する所は頗る詳細にして新に伊太利、墺太利、獨逸等大陸法系諸國の外英吉利の法制にも倣ひ社債權者集會制度（les assemblées d'obliga

taires)を認め、社債權者の利益擁護を旨としたる點に於て大陸法系諸國中類例を見ざる所なり(註三)。

(二)右新法に依れば商事會社は無擔保社債の外擔保附社債(les obligations hypothécaires)を發行することを得べし(註四)。即ち會社は既に發行したる社債又は將來發行すべき社債を擔保する爲めに會社の財產上に抵當權を設定することを得(第九六條)社債が期限に至り支拂はれず又は其の他の義務を怠るときは社債權者は擔保物に付强制執行(expropriation)を爲すことを得るものとす(第九八條)。社債の發行には株主總會の決議を要せず、此の點我が商法と異る(商法第一九九條參照)。抽籤の方法に依り償還すべき金額が發行價額を超ゆるときは其の金額は各社債に付同一なるを要す。此點我商法に同じ(商法第二〇二條參照)。而かも斯る社債の利率は年利三分を下ることを許さず、又其の發行總額は常に其の拂込資本金額を超ゆることを得ざるものとす(第九十九條第一項、第二項)。

社債の募集又は賣出には取締役(administrateur)又は賣出人(vendeur)に於て募集又は賣出の少くとも十日前に左記の事項を記載したる公告(notice)を官報(le moniteur)に爲すことを要す(第八二條第一項第二項、商法第二〇三條參照)。

(1) 會社の目的

(2) 會社の存立時期

(3) 會社の設立行爲及定款變更の年月日並に其の公告の年月日
(4) 會社の資本金及未だ其の拂込を了せざる金額
(5) 取締役會及監査役
(6) 會社に屬する不動産又は之に關する權利を抵當とする債務並に償還を了へざる社債の總額及其の擔保
(7) 發行又は賣出すべき社債の數、其の總額、利率並に償還の方法及期限
(8) 最終の貸借對照表、損益勘定

目論見書其の他の勸誘狀(prospectus, circular)にも右と同樣の記載を爲すことを要す(第八三條第一項)。申込證も亦同樣なり(同樣第二項。商法第二〇三條參照)。但し申込證の作成は社債の公募(souscription publique)の場合に限り、而かも此の場合に於ては貳通宛作成することを要す。新聞の公告は社債の數、發行又は賣出價額、利率、償還の方法及期限に付之を爲せば足る(同條第三項)。

債券には記名式と無記名式とあり。記名式債券を發行したるときは會社備付の原簿に之を登錄することを要し(第八七條第一項)、又無記名式債券には少くとも二名の取締役之に署名することを要す(第八七條第二項)。而して記名式たると無記名式たるとを問はず債券には左の事項を記載せざる

べからず(第八七條第三項)(註五)。

(1) 會社の設立行爲及其公告の日附

(2) 株式の數、其の種類及金額

(3) 會社の存立時期

(4) 債券の番號、各社債の金額、利率、利息支拂の方法及期限並に社債償還の方法及期限

(5) 社債の總額及其の擔保

(6) 償還を了へざる社債の總額及其の擔保

(7) 擔保附社債なるときは擔保權設定證書の表示、登記日附、順位、其の他

(三) 本法は社債權者保護の見地より之に左の權利を附與したり。即ち。

(1) 會社の貸借對照表、損益勘定、株主名簿、有價證券及監査役の報告書等の閲覧(inspecter)を請求する權利(第八八條)

(2) 會社の株主總會(assemblée générale d'actionnaires)に出席するの權利(第八八條)

(3) 社債權者集會(assemblée des obligataires)に出席し議決權を行使する等の權利(第八九條以下)

斯くの如く社債權者は會社の貸借對照表其の他の書類の閲覧を請求することを許すと雖も無償に

て其の謄本の交付を請求することを得ず。又社債權者は會社の株主總會に出席することを得べしと雖も單に意見を開陳し得るに止まり、固より株主に非ざるを以て議事に參加することを許さず(註六)。

尙社債權者集會に關しては次に之を述ぶべし。

(四) 社債權者總員の意思は社債權者集會(une assemblée générale des obligataires)に於て之を決定す。而して其の集會に普通集會(une assemblée générale des obligataires)と特別集會(une assemblée spéciale des obligataires)とあり。今社債權者集會の招集議決其の他の手續を示せば次の如し(註七)。

(1) 招集權者　會社の取締役會又は監査役は之を招集することを得べし(第八九條第一項)。又社債總額の五分の一に當る社債權者は其の招集を會社に請求し得べく會社が其の請求を受けたるときは正當の事由なき限り之を拒むことを得ざるものとす(同條第二項)。

(2) 招集手續　會社は少くとも集會の八日前に八日の期間を置きて二回、招集の公告を官報及新聞紙に爲すことを要す(第九〇條第一項)。而して其の新聞紙は會社の所在する區又は郡に於て發行する一種の新聞紙並に其の州廳所在地に於てのみ發行する一種の新聞紙たることを必要とす(同項)。

尙又會社は少くとも集會の八日前に記名社債權者に對し書留郵便を以て集會招集の通知を爲すこ

とを要す(第九〇條第二項第三項)。

右公告及通知には集會の議案を記載すべきことを要す(第九〇條第四項)。

(3) 決議事項　集會に於て決議すべき事項は左のものに限る(第九一條)。

但し社債契約に別段の定あるときは此の限りに非ずと解せらる(註八)。

(a) 擔保權の設定、變更又は解除に對する同意

(b) 利息支拂の猶豫、利率の低下又は支拂方法及期限の變更に對する同意

(c) 社債期限の延長、償還の停止及之に伴ふ社債條件の變更に對する同意

(d) 社債權者の債權(créances)を株式(actions)に變換するに付ての同意

(e) 社債權者共同の利益の爲に必要なる保存行爲を爲すこと

(f) 決議の執行、抵當權の登記手續、其の他を爲さしむる爲め社債權者集會の代表者を選任すること

尙社債契約に別段の定を爲すときは、右以外のものをも集會の決議事項と爲すことを得べし(註九)。

(4) 定足數　右掲(3)の(a)乃至(d)に掲げたる決議を爲すには社債總額の少くとも二分の一を下らざる社債權者の出席を必要とす(第九二條第二項)。若も定足數の出席なきときは更に第二回の

集會を開催することを要す。第二回の集會に於ては出席者の員數は集會成立の要件に非ず（同條第三項）。

但し此の場合の決議を執行するには裁判所の許可を要す。而して決議は社債金額に付右出席者の四分の三以上の同意あることを要す（同條第四項）。

次に右掲(3)の(e)及(f)に掲げたる決議は單に出席者過半數の同意あれば足る（第九二條第一〇項第一一項）（註一〇）。尙右掲(3)の(b)(c)及(d)に示したる決議は會社資本金全額の拂込を完了するに非ざれば其效力を生ぜず（第九二條第一二項）。又社債を株式に變換する決議は一定の手續に依り會社株主の同意を經るを要す（第九二條第一三項）。決議成立後三箇月を經過するも同意を得ること能はざるときは決議は失效す。

(5) 議決權　各社債權者は自ら出席して又は代理人をして議決權を行使することを得べし（第九四條）。而して如何なる方法を以てするも一部の社債權者の議決權を剝奪することを得ざるなり。但し社債契約に別段の定を爲し社債權者總員の議決權に付若干の制限を加ふるは此の限りに非ざるものとす。

(6) 會社の取締役及監査役　集會に出席して意見を開陳することを得べし。但し議決權を有せず

(第九四條第四項)。

(7) 特別集會(assemblée spéciale des obligataires) 會社が二種以上の社債を發行せるときは各種の社債權者は各別に集會を開催するの外(第九三條第一項)特に合同して集會を開催することを得べし(第九三條第二項)。特別集會とは之を謂ふ(註一一)。

(8) 決議錄及決議の公告 會社は決議錄を作成することを要す(第九四條第四項)。又決議成立後十五日以內に會社の取締役は之を官報に公告するを要す(第九二條第一五項)。

(五) 既に述べたるが如く白耳義の新法は大陸法を骨子とし之に若干英吉利の法制をも斟酌し新に社債權者集會を認め社債權者保護に關する詳細の規定を設けたりと雖も、未だ信託の法理を應用するに至らざりき。故に英米法に於けるが如く擔保權の保存及實行を爲す爲めに受託者(trustees)の介入を見ずして唯單に社債權者集會の決議を執行し又は會社の取締役をして之を爲さしむるに付必要に應じ集會に於て其の代表者を選任するに止まる。而して斯る代表者は恒久常任の機關 (l'organisation permanente des obligataires)に非ず、單に擔保權其他の管理人(administrateur)に過ぎずして、英米法に於ける受託者の如く强力のものに非ず(註一二)。從て社債權者の爲に抵當權を取得し、之を實行し又其の登記を爲すに當りては實際上相當の無理あり、運用上缺く所あるを免れざるなり(第九

六條第九七條第九一條第六項)。而して此の點は本法の最も短所とする所と謂はざるべからず。

(註　一) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. 181.
島田英一氏　歐米社債制度研究一三一頁、
(註　二) Jean, Escarra, L'organisation des obligataires, pp. 180-182.
(註　三) 同上　p. 183.
田中博士商法研究第一卷六八〇頁、島田英一氏歐米社債制度研究一三一頁、拙著歐米社債法概論三三頁、
(註　四) René Gain, Les Sociétés d'obligataires, p. 176.
島田英一氏歐米社債制度研究一三六頁、
(註　五) René Gain, Les Sociétés d'obligataires, pp. 169-.
Jean Escarra, L'organisation des obligataires, pp. 180-.
(註　六) 同上 p. 183.
René Gain, Les Sociétés d'obligataires, p. 171.
島田英一氏歐米社債制度研究一三八頁、一三九頁、
(註　七) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, pp. 181-197.
René Gain, Les Sociétés d'obligataires, pp. 172-179.
田中博士商法研究第一卷六八一頁、島田英一氏歐米社債制度研究一三九頁以下
拙著歐米社債法概論三五頁以下、
(註　八) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, pp. 186, 187.

(註九) 同上 p. 187.

(註一〇) 第九十二條は一九一九年の法律に依り改正を加へられたるものなり (Jean Escarra, L'organisation des obligataires, pp. 188.

島田英一氏歐米社債制度研究一四五頁以下、

(註一一) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, pp. 195, 196.

(註一二) 同上 p. 188.

島田英一氏歐米社債制度研究一四四頁、一四五頁　拙著歐米社債法概論三九頁、

第六章　獨逸に於ける社債法

(一) 獨逸に於ては商法典中に社債(Obligation, Anleihe)に關する規定を有せずと雖も社債又は債券の觀念は早くより發達し(註一)、特別法として私人、私法人(即ち會社を含む)、組合又は地方自治團體の發行したる債券所持者の共同利益を保護する爲に一八九九年十二月四日の帝國法律 (das Gesetz betreffend die gemeinsamen Rechte der Besitzer von Schuldverschreibungen von 4. Dezember 1899)あり(註二)。

獨逸聯邦に於ては上述一八九九年十二月四日の帝國法律に先ち、既に一八八一年三月二十日の Brunswick の法律、一八九五年八月十四日の普魯西の法律(das Gesetz betreffend das Pfandrecht an Privateisenbahnen und Kleinbahnen und die Zwangsvollstreckung in dieselben)及一八九六年三月十八日の Bayern の法律等あり(註三)。前者は後者を模範として制定せられた

るものなり(註四)。獨逸に於ても會社法改正の議は相當以前より存したるものにして既に一九三〇年八月十六日二百六十條に亘る株式會社及株式合資會社改正法案(Amtlicher Entwurf eines Gesetzes über Aktiengesellschaften und Kommanditgesellschaften auf Aktien)の發表を見、更に後述の如く一九三一年九月十七日緊急の必要に因り大統領の緊急命令を以て會社法一部の改正を斷行するに至れり。該緊急命令に依れば決算書の作成に關する規定中に設行せる社債の計上及其の方法に付定むる所あり(第二百六十一條)。即ち社債は擔保の有無を明にして負債の部に掲ぐることを要し、其の計上は償還すべき金額を以て之を爲し、手取額と償還すべき金額との間に較差額存するときは之は所謂繰延勘定として特に資產の部に計上することを得べしと雖も償還期限に應じ年々銷却することを要する旨を定むる所あり(法學協會雜誌第五〇卷第一二號鈴木竹雄氏獨逸株式會社法の改正)。

右一八九九年十二月四日の帝國法律の適用を受くべき債券は獨逸國內に住所又は營業者を有する私人、私法人、組合又は地方自治團體が發行したる債券にして一定の券面價額を有し、所持者が其の價額に應じ平等の權利を附與せられ、且つ其の總額が少くとも三十萬馬克を、又其の債券の數が少くとも三百通を下らざることを要す(第一條第二十四條)。但し債券が償還又は銷却の爲めに其の現存金額十萬馬克を下るときは本法の適用なきに至るものとす(第二條)。故に本法の適用を受くべきものは獨り會社の發行したる社債のみに限らずと雖も社債に付適用あること固よりなれば、爰に以下其の規定する所の大要を示すべし。

(二)　本法は本法の適用を受くべき債券所持者の共同利益を保護する爲めに該所持者の團體的行動

を認容し、其の意思決定機關として債權者集會(Gläubigerversammelung, assemblée des obligataires)を設け、且つ其の決議執行、其の他債券所持者共同の利益を保護するに必要なる行爲を爲さしむる爲めに、代表者(Gläubigervertreter, représentants)を選任せしむることを爲せり。故に此の點に於て本法も亦上述大陸法系の特色を有し而かも佛蘭西に於ける société civile des obligataires 又は association d'obligataires の如き債權者團體的組織を認めずして、白耳義に於けるが如く單に債權者集會を認め其の代表者に依りて債權者共同の利益を擁護せむとするものと謂はざるべからず(註五)。

(イ) 債券者集會は債券の發行者たる債務者に於て之を招集するを原則とす(第三條第一項)。而して債券總額の二十分の一に當る債券所持者、又は債權者集會の選任したる代表者が債務者に對し目的及理由を明示して集會招集の請求を爲したるときは債務者は之を招集することを要す(第三條第二項)。然るに債務者が之れが請求に應ぜざるときは請求者は裁判所の許可を得て自ら之を招集することを得べし(第四條第一項)。債券所持者が集會の招集を債務者に請求せむとするときは其の債券を國立銀行(Reichsbank)又は特に指定せられたる場所に供託せざるべからず(第四條第二項)。

尙發行者たる債務者が政府の特別の監督の下に在る場合に於ては該監督の任に在る官吏は債務者の費用に於て自ら集會を招集し又は債務者に集會を招集すべきことを命ずることを得べし

(第五條第二項)。

(ロ) 集會の招集は官報及新聞紙(債務者の住所又は營業所を管轄する區裁判所に於て商業登記事項を公告すべき新聞紙)に少くとも二回之を公告することを要す(第六條第一項)。但し債務者が株式會社、株式合資會社等の場合に於ては集會の招集を公告すべき新聞紙は其の定款所定の新聞紙を以て之に代ふることを得べし(同條同項)。而して最終の公告は會日より少くとも二週間前なることを要す(第六條第二項)。

集會の公告には集會の目的たる事項を記載せざるべからず(第七條第一項)。又集會が發行者たる債務者自ら又は債券所持者若は代表者の請求に因り招集せられたること、債券所持者若は代表者が裁判所の許可を得て招集したること、或は監督の任にある官吏が之を招集したることをも明記すべきものとす(第七條第三項)。

各債券所持者は招集者に對し集會招集公告の謄本の交付を請求することを得べし(第七條第一項)。

(ハ) 集會は招集者に於て司會することを原則とす。但し裁判所の許可を得て招集したる集會に於ては裁判所其の司會者を定む(第四條第三項)。若し債務者が政府の特別の監督の下に在るときは裁判所は該監督の任にある官吏の供述を聽取して斯る司會者を定むることを要す(第五條第一項)。

債券所持者は其の議決權を行使せむとするときは會日迄に債券を國立銀行又は特に指定せられ

たる場所に供託することを要す(第十條第二項)。但し發行者たる債務者は自己の所持する債券に付議決權を行使することを得ず(第十條第三項)、債券所持者は代理人を出席せしむることを得べく(第十條第四項)、又監督の任にある官吏は集會に對し其の代理人を出席せしむることを得べし(第五條第三項)。

尙發行者たる債務者が自己の發行に係る債券を質物又は留置物として占有する場合に於て其の所持者より請求あるときは所持者の爲に之を供託し所持者をして集會に出席し議決權を行使せしむることを要す(第十條第四項)。集會に於て議事開始に當りて出席したる債券所持者の名簿を作成せざるべからず(第八條)。此の名簿は出席したる債券所持者の氏名、住所及其の債券金額を明記したる上、集會の司會者之に署名し、議決に入るに先ち出席者をして之を閲覽せしむることを要す(第八條)。

(二) 集會に於ては招集の公告に記載したる目的以外の事項に付決議を爲すことを得ず(第七條第二項)。而して本法は集會に於て議決し得べき事項として左の二者を規定す。

(1) 發行者たる債務者が債券の償還若は利息支拂の停止又は破產を防止する爲めに債券所持者の權利を拋棄し又は之を制限すること(第十一條第一項)

(2) 債券所持者共同の利益を擁護する爲めに一人又は數人の代表者を選任すること(第十四條第一項第一條第二項)

勿論集會は以上列擧したる事項以外のものに付ても亦特約に依り之を決議することを得べしと雖も左に列擧する事項は之を爲すことを得ず。

(1) 新に債務を負擔すること（第一條第三項）

(2) 元金及利息を拋棄すること（第十二條第三項）

(3) 債務者の支拂停止又は破產を防止する場合の外債券所持者の權利を拋棄し又は之を制限すること（第十一條第一項）

(3)の事項は利率を引下げ又は償還期限を延長するは勿論、償還を停止し又は利息支拂の條件を變更する場合をも含む。但し債券を株式に變換するは此の限りにあらずと解せらる（註六）。

（ホ） 集會の決議は一定の多數決（Majorität）に依る（第十條第一項）。之に特別決議と普通決議とあり。普通決議は債券金額（Summe）の過半數を以て之を決し、若し可否同數なるときは債券所持者の員數（Körper）の過半數を以て之を決するものとす（第十條第一項）。然るに特別決議は左の法定數（Quorum）に足ることを要す。即ち左に列擧する場合に於ては行使したる議決權の四分の三を以て之を決し且つ該四分の三は流通債券總額の少くとも二分の一に當ることを要す（第十一條第二項）。

此の原則に對しては例外あり。即ち流通債券總額が一千二百萬馬克を超えざるときは單に行使したる議決權の四分の三を

以て決すれば足り、又流通債券總額が一千二百萬馬克乃至一千六百萬馬克なるときは右行使したる議決權の四分の三は少くとも債券額八百萬馬克に當ることを要するものとす(第十一條第三項)。故に流通債券總額の減少に伴ひ法定數が變更する點に特色あるなり(註七)。

(1) 發行者たる債務者が債券の償還若は利息の支拂の停止を爲し又は破産宣告を受くることを防止する爲めに債券所持者の權利を拋棄し又は之を制限せむとするとき(第十一條)。

(2) 債券所持者共同の利益を擁護する爲めに代表者を選任する場合に於て各債券所持者が單獨に其の權利を行使することを禁止せむとするとき(第十四條第二項)

(3) 各債券所持者が單獨に其の權利を行使することを禁止し債券所持者共同の利益を擁護する爲めに、選任したる代表者を解任せむとするとき(第十四條第二項)

普通の場合に於て右代表者を選任せむとするときは普通決議を以て足るも之を解任せむとするときは行使したる議決權の四分の三を以て決することを要す(第十四條第六項)。尚發行者たる債務者が政府の特別監督の下に在る場合に於ては集會の決議は監督官吏の認可を受くることを要す。

(一) 集會に於ては決議錄を作成することを要す。決議錄は判事又は公證人の認證あるに非ざれば效力を生ぜず(第九條第一項)。決議錄には集會の場所及時日、判事又は公證人の氏名並に決議の內容等を

記載し、之に出席したる債券所持者名簿及集會招集に關する書面を添附することを要す(第九條第二項)。

集會の決議は之を公告することを要し其の公告方法は集會招集の場合に同じ(第十二條第二項)。

(ト) 集會に關する費用は發行者たる債務者の負擔に歸するを原則と爲す。但し裁判所の許可を得て債券所持者又は代表者が集會を招集するときは裁判所に於て集會の費用を負擔すべき者を決定す(第四條第三項)。又發行者たる債務者が政府の特別監督の下に在るときは其の監督の任にある官吏が集會を招集し又は債務者に對し之を招集すべきことを命ずるに當り、集會の費用は債務者の負擔と爲すことを得べし(第五條第二項)。

(チ) 發行者たる債務者が破產の宣告を受けたるときは破產判事は債券所持者の集會を招集し破產手續に屬する行爲を爲す爲め代表者を選任せしむることを要す。但し破產宣告前に既に代表者の選任ありたるときは此の限りに非ず(第十八條第二項第三項)。右の集會に於ては各債券所持者は議決權行使の爲め其の債券を破產裁判所に供託すべきものとす(第十八條第五項)。

(三) 本法は債券所持者共同の利益を擁護する爲めに必要あるときは集會に於て一人又は數人の代表者を選任せしむ(第一條第二項第十四條第五項)。而して代表者の選任は原則として各債券所持者が單獨に其の權利を行使することを禁止するものに非ず。但し集會に於て之を禁止する旨を決議したるときは此の限

りに非ず(第十四條第二項及第三項)。

代表者は集會の決議を實行し集會を招集し、訴訟行爲、破產手續に屬する行爲、其の他債券所持者共同の利益を擁護するに必要なる行爲を爲すものにして、數人の代表者ある場合に於ては集會の決議に別段の定めなき限り各代表者は共同して之を爲すべきものとす(第十四條第一項第五項)。

發行者たる債務者が會社、其の他の法人なるときは代表者は其の總會に出席し意見を開陳することを得べし(第十五條)。但し議決に參加することを得ず(註八)。總會は其の決議、資產及營業狀態に關する書面を代表者に送附することを要す(第十五條)。

代表者は何時にても集會の決議に依り之を解任することを得べし(第十四條第六項)。又債券現存額の五分の一に當る債券所持者は正當の理由ある場合に限り之が解任を裁判所に申立つることを得べし(第十六條第三項)。

(四) 斯くの如く本法も亦大陸法系の特色を有し債權者集會及其の代表者に依りて債券所持者の團體的利益を擁護せむとするものなるを以て固より英米法の特色たる受託者の介入を見ざるなり。從つて法の形式は暫く別とするも、實用に於ては既述佛蘭西、白耳義に於ると同樣の不便あるは之を拒むこと能はざる所なり。

（註一）獨逸に於ては社債其の他の有價證券に關する斷片的規定としては尙ほ獨逸民法第七百九十三條乃至第八百八條、第千百八十七條乃至第千百八十九條、第千八百七條、獨逸商法第三百六十三條乃至第三百六十五條、獨逸取引所法第三十六條乃至第四十一條、第四十三條乃至第四十七條等を擧ぐることを得べし（田中博士商法研究第一卷五九五頁註三、六七一頁註一）

（註二）Müller-Erzbach, Deutsches Handelsrecht, I. s. 349.
Riesser, Zur Kritik der Gesetzentwürfe, s. 53.
Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. 197.
田中博士商法研究第一卷六七〇頁、島田英一氏歐米社債制度研究二三四頁、抽著法律上より見たる會社の整理一八六頁

（註三）Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. 197 (226).

（註四）田中博士　商法研究第一卷六七〇頁、

（註五）Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. 198.

（註六）同上　pp. 202, 203.

（註七）同上　p. 204.

（註八）同上　p. 207.

第七章　其の他歐洲諸國に於ける社債法

佛蘭西、白耳義及獨逸に於ける社債法制に付ては上述の如し。依て爰には其の他の歐羅巴大陸諸國の法制に付概述することとすべし。

（一）瑞西に於ては既に早くより社債權者共同の利益擁護に關する立法を有したり（註一）。即ち是れ一八七四年六月二十四日の「鐵道抵當及其强制清算ニ關スル聯邦法律」(Das Bundesgesetz über die Verpfändung und Zwangsliquidation der Eisenbahnen auf dem Gebiete der Schweizerischen Eidgenossenschaft) にして、之に依り鐵道會社に對する社債權者の團體的行爲を認め、社債を擔保する鐵道抵當權若は其の順位の拋棄を爲す爲め、又は社債元利金の支拂を遲滯したるに因り裁判所に會社の清算を申立つる爲め、社債權者集會を招集するものとし、其の招集手續、議事、議決權、議決方法等に付夫々規定せり（註二）。而して右法律は一九一七年に至り海運業に迄擴張せられ、更に一般社債に關しては一九一八年二月二十日の「債券發行ノ場合ニ於ケル債權者團體ニ關スル命令」(die Verordnung betreffend die Gläubigergemeinschaft bei Anleihensobligationen) の公布を見るに至れり。同命令は上述獨逸に於ける一八九九年十二月四日の帝國法律に似たる所頗る多く、瑞西國內に住所又は營業所を有する債務者が少くとも總額十萬法又は枚數少くとも百を超ゆる債券を發行し、而かも各債券の條件が統一的なるときは當然債權者團體が成立し、若し總額十萬法又は枚數百以下の場合に於ては總債權者の合意若は借入約款に依りてのみ債權者團體を組成することを得るものとし、其の意思決定の機關として債權者集會制度を設け其の招集手續、議事、議決權及議決方法に付夫々規定

を設けたり。而して決議の執行、其の他債權者共同の利益を保護するに必要なる行爲を爲さしむる爲めに集會は其の代表者を選任することを得るものとす(註三)。

(二) 伊太利に於ては既に一八八二年の商法(Code de Commerce de 1882)第百七十二條が社債發行に關する規定を設けたるものにして該條は一九一五年四月一日の法律に依り改正を加へられたり。之に依れば社債は定款に別段の定ある場合と雖も株主總會の決議に依るにあらざれば之を募集することを得ざるものにして且つ公募を爲さむとするときは目論見書を作成せざるべからず。然れども右商法第百七十二條の規定は仍ほ簡單にして不備多く、之れが根本的改正は屢々企圖せられたりと雖も未だ實現を見るに至らざるなり。

Jean Escarra 氏は伊太利商法中社債規定の改正運動として Nitti 氏の改正法案(Projet Nitti)、一九〇五年及一九〇六年の政府商法改正委員會報告書(一九〇六年四月十二日 Vivante 氏提出商法第百七十二條改正法案其の他社債權者の代表制度に付記載する所あり)、一九一三年六月の商事會社總會及國民經濟委員會に於ける Vivante 氏の提議等を擧ぐる所あり(註四)。

尙伊太利に於ては上述商法第百七十二條の規定の外に、社債發行會社の破產防止を目的とする和議の場合に於て社債權者の利益を保護する爲めに社債權者集會制度を認めたる一九〇三年五月二十四日の法律(la loi du 24 mai 1903)あり。同法は社債を發行せる商事會社が破產防止を目的とする

和議の申立を爲したるときは社債權者をして一般債權者と分離して單獨に社債權者集會（réunion des obligataires）を開催せしむるものにして（第二十六條第一項）、該社債權者集會に於て和議の贊否を定むる決議（délibération）は社債現存額の少くとも三分の二に當る社債權者の出席あるにあらざれば之を爲すことを得ず（第二十九條第一項）。社債權者は代理人に依る議決權の行使の外書面に依る行使をも許さる（第二十九條第三項）。而して決議は議決權を行使したる社債額の過半數を以て之を爲す（第三十條第二項）、尙社債權者集會に於ては和議贊成者及反對者は夫々其の代表者（représentant）を選任し、和議の認否を決定すべき裁判に出席せしむることを得べく（第三十條第一項）、又社債權者集會に於ては更に決議に依り總社債權者の爲に（和議贊成者たると反對者たるとを問はざるものとす）常設的代表者制度（représentation permanente）を設くるものとす。

以上の外一九〇三年五月二十四日の法律は抽籤の方法に依り發行價額を超えたる金額を以て償還すべき金額に付制限を設け（第三十條）、又社債權者が發行會社の株主總會に出席するの途を開く。尙又社債權者共同の利益を擁護する爲に委員會（comités）を設くることを認む（註五）。

（三）諾威に於ては株式會社（sociétés anonymes）又は銀行（etablissments de banque）の無記名式社債（obligations au porteur）發行に關し一八九七年八月六日の法律（la loi du 6 août 1897）あり。之に依れば社債を發行することを得べき株式會社は少くとも其の拂込資本金額が五十萬クローネを有す

ることを要す。而して社債は擔保附社債（obligation hypothécaire）に限り、無擔保社債は之を發行することを許さず。發行社債の總額は五萬クローネを下ることを得ず。又各社債の金額は二百クローネを下ることを得ず。銀行の發行する社債總額の限度は其の拂込資本金額及積立金の十倍迄之を許す。又社債の償還期限は三十年を超ゆることを許さず。減債基金に依る償還額は毎年同額ならざるべからず。尙社債を擔保する不動產は監督官廳に於て之を評價し其の評價額の二分の一に當る迄社債の發行を許すものなり。

斯くの如く諾威の法律は頗る嚴格なる規定を設くと雖も、固より英米法に於けるが如き受託者の介入を見ず。又白耳義、佛蘭西、獨逸、伊太利等に於けるが如く社債權者集會及代表者制度をも認めざるを以て、社債權者團體の利益擁護上頗る缺くる所あるを免れざるなり（註六）。而して此の點我現行商法に頗る似たる所ありと謂はざるべからず（註六ノ二）。

（四）　以上の外墺太利（lois de 1874-1877-1905）（註七）、西班牙（lois de 1869-1915）及葡萄牙（loi du 1896）（註八）等に於ても夫々の形式に於て一定の場合に社債權者の團體的行爲を認め、社債權者集會制度を設くる所あり。殊に墺太利に於ける一八七四年の法律の如きは最も古く社債權者の團體行爲を認容したる點に於て注目に値すと稱せらる（註九）。

之を要するに瑞西、伊太利、諾威等の歐羅巴大陸諸國に於ても社債に關する法制は大陸法系に屬するが故に固より英米法に於ける受託者制度を採用するに至らざること既に言及したるが如し。

(註一) 田中博士 商法研究第一卷六八一頁

(註二) Brunner, Die öffentliche Anleihe und die Organisation der Anleihegläubiger, ss. 80, 81. 田中博士商法研究第一卷六八二頁

(註三) Bech, Die Gläubigergemeinschaft bei Anleihensobligation, s. 20. 田中博士 商法研究第一卷六八五頁乃至六八九頁

(註四) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. 175 (198) 島田英一氏 歐米社債制度研究 二五九頁

(註五) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, pp. 175-177. 島田英一氏 歐米社債制度研究 二五八頁乃至二六五頁

(註六) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. 148.

(註六ノ二) 「昨年發表せられたる商法改正要綱に依れば我現行商法も社債權者保護に關する規定の乏しきを認め社債權者團體の利益擁護の爲めに社債權者集會制度を設けむとしつつあることを知る。

(註七) 同上 pp. 211-226.

(註八) 同上 pp. 177-180. 田中博士商法研究第一卷六八一頁

(註九) Jean Escarra, 氏は伊太利ボロニヤ大學教授 L'Balaffio 氏が上述一九〇三年の法律を以て社債權者の集團的權利(droit collectif des porteurs d'obligataires)を形成したる最初の試みと爲したるに對し、墺太利の一八七四年の法律を擧示し、以て之を駁せり(L'organisation des obligataires, p. 176. 島田英一氏歐米社債制度研究二六一頁)。田中博士商法研究第一卷六八一頁參照。

第八章　中米及南米諸國に於ける社債法

歐羅巴大陸の法制に付ては上述の如し。而して之は更に中米及南米諸國にも繼受せられたり。從て墨西哥、伯剌爾兒及アルゼンチン等の諸國に於ても夫々大陸法を骨子とする社債に關する法規を有す。

(一)　墨西哥に於ける社債法としては一八九七年十一月二十九日の「企業及會社ノ社債發行ニ關スル法律」(loi du 29 novembre 1897 sur les règles auxquelles est soumise l'emission d'obligations par les enterprises et societes)を擧げざるべからず。該法律は鐵道、鑛山及土木に關する企業及株式會社(société anonymes)又は株式合資會社(sociétés par action en commandite)が發行すべき擔保附又は無擔保社債に關し規定を設けたるものにして、社債發行は定款に別段の定なき限り株主總會の決議に依ることを要し(第四條第一項第二號)、社債の總額は最終の貸借對照表に依り現存する財產を超ゆることを得ざるを原則とし(第五條)、抽籤に依り各社債權者に償還すべき金額は券面額を超ゆることを許さず。又一定の條件を具備する場合を除きては社債に割增金を附することを得ず(第三條第一項及第二項)。而して社債の發行は特に契約に依り社債を引受くる場合の外公募することを要し、公募の場合に於ては官報及會社營業所々在地の新聞紙に法定の事項を公告せざるべからず(第四條第一項)。若し會社が法定事項の

公告を爲さざりしときは社債權者は裁判所に無效の宣告を求むることを得べし(第四條第二項)。尙債券には法定事項を記載し會社の代表者之に署名し且つ社債權者の代表者之に認證することを要す(第十三條)。一八九九年九月の商法(code commerce 1899)第百八十條第一項乃至第三項、第百八十一條、第百八十二條、即ち株式に關する規定は債券に之を準用せり(第二條)。

本法は又明文を以て社債權者の團體的行爲及其の平等の原則を認め(第一條第二項)、社債權者の意思決定機關として社債權者集會制度を設け、其の招集者、招集手續、集會の成立に要する定數、議長、議事の指揮、議の方法(第六條)、決議事項(第八條)等に付ては本法の特則に依る外上述一八九九年九月の商法中株主總會に關する規定を準用することとせり。此等の規定に依れば會社は社債募集締切後三十日以內に社債權者集會を招集し、社債の發行及拂込の檢査(verfier)、社債應募額が募集總額に滿たざる場合に於て募集總額を應募總額迄減額すること並に社債權者の一般代表者(représentart commun)、社債權者委員會(conseil ou comite d'obligataires)の設置及其の任期等に付決議を爲さしむることを要す。此の點は他の諸國の立法に於て餘り例を見ざる所なりと謂はざるべからず。尙集會の決議は會社本店の所在地の登記所に於て之を登記せざるべからず(第十四條)。

以上の外社債權者集會は社債權者共同の利益を保護するに必要と認めらるるときは何時にても隨

時之を招集するを妨げず。

最後に本法は墨西哥共和國法に依り設立したる會社が社債を外國に於て募集する場合と雖も仍ほ本法に依ることを要する旨を明記す(第十八條)(註一)。

(二) 伯剌爾兒に於ては一八九一年乃至一八九七年の大統領令(decrets de 1893-1897)中に社債に關する規定を設けたり。即ち一八九一年及一八九三年の大統領令に依れば株式會社は國內又は國外に於て借入契約を爲し之に對して無記名式社債の發行を認めらる(第四十一條)。會社の負擔する社債の總額は其の財產の總額を超ゆることを許さず(第四十二條)。又社債は會社の定款に之を明示するか若は株主總會に於て決議ありたる場合の外之を發行することを得ざるものとす(第四十五條)。而して社債權者は會社の總財產に付他の債權者に優先して其の辨濟を受くる權利を認められ(第四十三條第一項)、會社淸算の場合に於ては他の債權者に優先して其の辨濟を受くることを得、社債元利金を供託したる後にあらざれば他の債權者は其の順位に從ひ支拂を受くることを得ざるなり(第四十三條第二項)。尙社債權者は會社の株主總會に出席し意見を開陳することを妨げざるものとす(第四十四條)。次に一八九七年の大統領令に依れば支拂不能に陷りたる會社が社債權者と和議を爲すことを認め(第一條)、社債權者の團體的行爲を許し、其の意思決定機關として是亦社債權者集會制度を設け代表者の設置を認めたり。即ち集會の招集に付

ては會社の營業所々在地に於て發行する新聞紙に三回公告することを必要とし、會日は最後の公告日より少くとも三十日以内に之を爲さざるべからず(第八條第一項)。集會の司會者は集會に於て之を選任す(同條第二項)。元來和議は會社株式總數の三分の二以上に當る株主及社債總額の三分の二以上に當る社債權者の贊成あることを要件とするものにして(第二條)、集會に於て社債總額の三分の二以上に當る社債權者の出席なきときは先づ之を八日延期し、更に又之を三日延期す。而かも仍ほ其の出席なきときは社債權者は和議を拒絶せるものと看做さる(第十條)。而して會社の和議に付株式總數の三分の二以上に當る株主及社債總額の三分の二以上に當る社債權者の贊成あり、且つ裁判所に於て之を認可するときは和議は初めて效力を生じ、總社債權者、其の他の者を總て拘束するに至るものとす(第十二條第三條)(註二)。

(三) アルゼンチンに於ては社債に關する法規として一九一二年二月二十三日の法律(loi du 23 fevrier 1912)あり。本法は中米及南米諸國中最も新法と稱せられ、大陸法を骨子とし之に英米法の精神を相當の範圍に亘り加味し以て大陸法の缺點を補ひ、其の規定する所頗る精細にして目論見書に對する取締役の責任を强調し、浮動擔保の制度を採用し、fidéicommissaire の制度を認め又外國會社がアルゼンチン共和國内に存在する財産を擔保として社債を發行するに付國際法的規定を設くる

等頗る特色あり(註三)。

(イ) 本法に依れば株式會社(sociétés anonymes)及株式合資會社(sociétés en commandite par actions)は其の定款の定むる所に從ひ擔保附又は無擔保社債を募集することを得るものにして(第一條)、社債を募集せむとする場合は英米法に於て述べたる目論見書(prospectus)を作成することを要す(第二十八條第一項)。而して目論見書には法定の事項を記載し(第二十九項)、且つ其の事項は之を商業登記簿に登記したる上十五日間新聞紙に公告することを要す(第二十八條第一項)。又會社は社債を發行せむとするときは公正證書を以て將來社權者たるべき者(futurs porteurs d'obligetions)の中一人若は數人を代表者(représentants)として社債の條件、擔保及社債權者共同の利益擁護等に關し發行契約(英米法に於ける信託證書に當るべきもの)を締結し且之を商業登記簿に登記することを要す(第三條)。斯る代表者を特に fidéicommissaire と謂ふ。之に付ては後に說くべし。社債の發行は以上述べたる兩手續を履踐するに非れば之を爲すことを得ざるなり(第二十八條第二項)。會社の取締役は fidéicommissaires と共に目論見書に署名することを要するものにして之れが記載に付ては連帶して其の責に任ぜざるべからず。

(ロ) 債券は記名式たると無記名式たるとを問はず法定の事項を之を記載することを要し(第三十二條)無記名式は債券の交付に依り記名式は裏書に依り移轉を爲すことを得べし。但し後者に在ては更

に會社備付の社債原簿(livers d'enregistrement)に記入するに非ざれば之を以て會社其の他の第三者に對抗することを得ざるものとす(第三十一條)。債券には利札(coupons)を附することを得べし。利札は無記名式に限り、社債利息の請求は利札を提出すれば足るものとす(第三十三條)。

(ハ) 社債に附すことを得べき擔保を分ちて特定擔保(garantie spéciale)と浮動擔保(garantie flottante)と爲すことを得べし(第三十四條)。前者は一箇又は數箇の不動產(biens immobiliers déterminés)を抵當とする場合にして(第三十五條)、之れが抵當權設定、保存及實行に關しては上述 fidéicommissaire との契約中に之を定め、抵當權登記簿(régistre général des hypothéques)に其の登記を爲すことを要す(第三十六條)。次に浮動擔保は英法に於ける floating charge の制度を採用したるものにして會社が現在所有し且つ將來所有すべき不動產(biens immobiliers)、動產(biens mobiliers)、其の他の權利(droits)の全部又は一切を一括して社債の擔保に供するものとす(第三十五條)。而して其の設定は矢張上述 fidéicommissaire との契約中に特に其の旨を宣言するに因りて(déclaration)之を爲す(第三十七條)。浮動擔保は會社が(1)社債の辨濟を遲滯し、(2)社債發行當時有せる資本金の四分の一を喪失し、(3)任意若は强制清算(liquidation volontaire ou forcée)を爲し又は破產(faillite)の宣告を受け、或は(4)營業を停止したる等の場合に於て初めて凝固特定するものにして夫れ迄は會社より擔保權の目的

たる財產の所有、管理及營業上の處分の權能を奪ふものに非らざること(第八條)等の性質は既述英法に於けると全く異る所なし(第九條)。尙會社が浮動擔保を附して社債を發行したるときは社債權者集會の同意なき限り之に優先し又は之と平等(pari passu)の權利を有する新社債を發行することを得ざるものとす(第十二條)。

(二) 本法も亦社債權者の團體的行爲を認め、其の意思決定機關とし社債權者集會制度(assemblée des porteurs d'obligations)を設けたり。之に依れば判事は必要ありと認めたるときは職權又は社債總額の二十分の一に當る社債權者若は fidéicommissaire の請求に因り社債權者集會を招集することを得るものにして之に付ては株主總會に關する商法の規定を準用す(第二十七條)。社債權者集會に於て決議すべき事項を擧くれは(1) fidéicommissaire が解任若は忌避せられたる場合に於て繼者を選任すること(第二十七條第二項)、(2)浮動擔保の目的たる財產の全部又は一部の讓渡及會社の合併に同意すること(第九條)、(3)社債に優先し又は之と順位を同しうする新社債の發行に同意すること(第十二條)(4) fidéicommissaire が會社の財產を讓渡し又は會社の清算を爲すに付同意すること(第二十一條第一項)等是なり。集會の法議は社債總額の二分の一に當る社債權者が議決權を行使することを要す(第二十七條第二項)。但し延會に於ては此の限りに非ざるものとす。

（ホ）社債を發行する場合に於ては公正證書に依り會社と fidéicommissaire との間に發行契約を締結するを要することは既に述べたり。故に社債契約は直接會社と應募者との間に成立するものに非ず。唯應募者は應募に因り會社と fidéicommissaire との間に締結せられたる契約を承認（ratification）したるものと看做さるるに過ぎざるものとす（第十四條）。

元來 fidéicommissaire は英米法に於て社債又は「デベンチアー・ストック」の受託者に當るべきものなりと雖も、其の性質は社債權者の法定代理人（représentants légaux）たるに止まる（第十六條）。而して之と社債權者との關係は委任（mandat）の規定に從はしむるものにして英米法に於けるが如く其の間に信託法理の應用を見ざるなり。斯くの如く本法が折角相當の量に於て英米法の精神を加味し乍ら更に一歩を進めて長所に富む信託の法理を應用するに至らざりしは慾を謂へば惜むべきことと謂はざるべからず。

fidéicommissaire は三名を定員とす（第三十九條第一項）。會社と特別の利害關係を有する者、社債權者と利害相反する者等は fidéicommissaire たることを得ず（第十五條）。

本法は浮動擔保を社債に附したる場合に於て特に fidéicommissaire に(1)會社の帳簿を檢査し、(2)會社の役員會に出席して意見を開陳し、(3)會社が三十日に亘り社債の辨濟を遲滯したるとき、

會社が社債發行當時有せる資本金の四分の一を喪失したるとき、或は會社が任意若は强制清算を爲し又は破產の宣告を受けたるときは、其の取締役の業務執行の停止(suspension)を裁判所に請求する權限を附與せり(第十八條)。又 fidéicommissaire は會社の株主總會に出席し意見を開陳することを得るものと解せらる(註四)。裁判所が fidéicommissaire の請求に因り取締役の業務執行を停止すべき旨を命じたるときは一名又は二名以上の fidéicommissaire をして之に代はり會社の業務を管理し營業を繼續せしむ(第二十條)。

fidéicommissaire は會社が三十日に亘り社債の辨濟を遲滯したるとき、社債發行當時有せる資本金の四分の一を喪失したるとき、任意若は强制清算を爲し又は破產の宣告を受けたるとき等に於ては擔保物を換價處分 (réalisation) に附し其の代金を一定の順位に從ひ社債權者に分配するものとす(第二十二條第一項)。

fidéicommissaire は正當の理由なく且つ裁判所の許可を得ずして辭任することを得ず(第二十七條第一項)。又裁判所は職權を以て又は社債權者の請求に因り之を解任することを得べし(第二十七條第一項)。

(一)　最後に本法は外國會社がアルゼンチン共和國內に存在する財產を浮動擔保又は特定擔保として社債を發行するに付特則を設けたり。即ち之に依れば該外國會社は社債發行後六箇月內に財

產所在地の商業登記所に於て擔保權設定を爲すことを要す(第三十條)。若し斯る登記手續を履踐せざるときはアルゼンチン共和國内に於ては擔保の效力を生ぜざるものとす(同條)(註五)。

(四) 斯くの如く中米及南米諸國に於ても、社債に關する法制は何れも大陸法系に屬し、其特色たる社債權者集會及其の代表者制度のみを認む。然れども唯アルゼンチンの法制のみは大陸法を骨子に爲しつつ之に英米法の精神を加味し、社債權者の保護と新制度の樹立とに意を拂ひ頗る特色あり。但し惜むらくは受託者に相當すべき fidéicommissaire か社債權者の法定代理人たるに止まり此の間に未だ信託の法理を應用するに至らざることは既に述べたるが如し。

(註一) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, pp. 228-236. 島田英一氏 歐米社債制度研究 二六六頁乃至二八四頁 拙著 歐米社債法概論 四六頁乃至五二頁、

(註二) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, pp. 236-239. 拙著 法律上より見たる會社の整理 一九〇頁、

(註三) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. 239. 拙著 法律上より見たる會社の整理 一九〇頁、

(註四) Jean Escarra, L'organisation des obligataires, p. 243.

(註五) 同上 pp. 239-251. 島田英一氏 歐米社債制度研究 二八五頁乃至三〇七頁 拙著 法律上より見たる會社の整理一九〇頁、一九一頁、

第九章 擔保附社債信託法の英米法繼受

今日歐米諸國に於て社債に關する法制が英米法系と大陸法系との對立を見、而かもアルゼンチン

の如きは大陸法に英米法の精神を接受移植したること顯著にして、兩法系接近の傾向を最も能く示しつつあることは以上述べたるが如し。翻つて我が社債に關する法制を見るに、元來我社債に關する一般法規としては商法第二編會社編中に之を定め、擔保附社債に關しては特別法として別に擔保附社債信託法（明治三十八年三月法律第五十二號）あり。

（一）我が擔保附社債信託法は英米法の精神を繼受したるものにして同法制定の理由及事情に付ては爰に之を詳述せずと雖も、元來擔保附社債信託法案は當時（明治三十八年）の政府の立案に係り、貴族院に於ては之に若干の字句を修正したる外、第十七條に第三項を加へ、又第五十二條第一項に「總決議權ノ過半數ヲ行使セラレタル場合」とありしを「總社債權者ノ半數以上ニシテ社債總額ノ半數以上ニ當ル社債權者ガ議決權ヲ行使シタル場合」と修正し、更に衆議院に於ては之を「記名債券ヲ有スル者及第二項ノ規定ニ依リ債券ヲ供託シタル者ノ半數以上ニシテ、社債總額ノ半數以上ニ當ル社債權者カ議決權ヲ行使シタル場合」と修正したるものにして、九章及附則通計壹百貳拾箇條より成る。今其の內容を大別すれば之を左の四者と爲すことを得べし。

（1）社債及社債權者集會に關する規定

（2）物上擔保に關する規定

(3) 信託に關する規定

(4) 信託會社に關する規定

第三章乃至第六章の規定は率ね社債及社債權者集會に關するもの、第二章、第七章及第八章の規定は物上擔保及信託に關するもの、第一章の規定は大體信託會社に關するものなり。而して更に全條を通考するに本法が其の範を英米法の精神に採りたるは

(1) 社債權者平等並に其の團體的行爲に關する原則を認め、之れが意思決定機關として新に社債權者集會制度を創設したること

(2) 擔保附社債の發行に信託の法理を應用し、其の發行會社と社債權者との間に受託者を介入せしめ、之をして社債權者の爲めに擔保權の保存及實行を爲さしむることと爲したること

(3) 受託者たり得る者を信託會社に限定し、主として北米合衆國の法制に倣ひて信託會社の監督に付規定を設けたること

の三眼目なり。(1)抑々我現行商法は社債權者平等の原則、其の團體的行爲並に社債權者集會に付全く規定を設くる所なし。或は商法第二百二條に「社債權者ニ償還スヘキ金額カ券面額ニ超ユヘキコトヲ定メタルトキハ其金額ハ各社債ニ付キ同一ナルコトヲ要ス」とあるを以て商法も亦社債權者平等

の原則を認むるものにして延きては其の團體的行爲をも認容するものなりと說かむとする者なきに非ずと雖も余は右第二百二條を設けたる精神に鑑み此の說を採るに躊躇せざるを得ず。此の故に擔保附社債信託法が斯る原則を認め社債權者の集會を設けたるは全く我國に於て未だ其の例を見ざる所と謂ふべきものにして、且つ單に社債權者集會を設けたるに止まり社債權者團體に付佛蘭西に於ける société civile des obligataires 又は association d'obligataires の如き特殊の組織を認めざりしは明に英米法の特色を繼承したるものに外ならざるなり。(2)次に信託の法制は英米に於て特異の發達を爲せるものなり。元來本邦に於ても信託的又は信託類似の現象は古く存せざるに非ずと雖も全く法制としての發達を見ざりしものにして、況して商法は社債の發行に其の法理を應用する所なし。此の故に擔保附社債信託法が社債の發行に信託の法理を應用し、其の發行會社と社債權者との間に受託者を介入せしめ、之をして社債權者の爲めに擔保權の保存及實行を爲さしむることと爲したるは是れ亦全く我國に於て未だ其の例を見ざる所にして之を以て之を見るに英米法の精神を繼受したる事實極めて瞭然たりと謂はざるべからず。(3)尙又信託會社は北米合衆國の所產なり。英吉利に於て發達せる信託の法制が北米合衆國に移入せらるるや其の國民の特殊的性質並に事情の下に其の商化現象を見、信託の引受を業とする會社、即ち信託會社の出現を齎らせり。而して今日に於ては各州夫

夫之に關する取締法を有するに至れり。我商法は第三編に於て商行爲の範圍を限定し又第二編に會社に關する一般規定を收めたりと雖も固より信託の引受を以て商行爲と爲すことなく、又固より信託の引受を業とする會社に付特に規定を設くる所なし。此の故に擔保附社債信託法が信託の引受を以て商行爲と爲し受託者たり得る者を信託會社に限定し、北米合衆國の法制に倣ひて之れが取締法規を設けたるは、是れ亦全く我國に於て未だ其の例を見ざる所にして我法制上特筆に値すと謂はざるべからず。

斯くの如く擔保附社債信託法は三眼目とする所に於て英米法の精神を繼受したり。然りと雖も是れ固より英米の法制全部を其の儘採りたるものに非ず。英米法を鵜飲と爲したるものに非ず。必要と認めたるときは、我國獨自の立場に於て英米法の精神を成文法に盛りたるのみならず、取捨選擇したる部分も亦尠なからざるなり(註一)。實に同法制定に當りては上述の如く英米法の精神を母體として立案を爲すと共に他方に於て我が他の法律及國情との調和をも頗る考慮したるものにして從て我が他の法律及國情との調和上英米の法制中、採用すること能はざりし點もなきに非らざりしなり。即ち例へば

(1) デベンチユアー・ストック(debenture stock)を認めざりしこと

(1)　浮動擔保(floating charge or security)を認めざりしこと

の如し。(1)別に說くが如く「デベンチユアー・ストック」は社債の變形進化せるものにして我商法は勿論之に付規定する所なし。而して擔保附社債信託法の制定には社債の本質に付てはなるべく商法の原則に讓り之を改變せざる方針を採りたるを以て「デベンチユアー・ストック」の採否は他日の問題として之を留保することとなりたるものに外ならず。次に(2)浮動擔保の制度は是亦別に說けるが如く英國に於ては其の國民性に能く適合し頗る效果を擧げつつありと雖も、我國民性には適合し難き事情ありしを以て其の採用を見合せ、別に之に代はるべきものとして獨逸の法制に倣ひ財團抵當制度を採用することと爲し、擔保附社債信託法と共に鐵道抵當法、工場抵當法及鑛業抵當法の三法律を制定したるものに外ならず。

(二)　斯くの如く擔保附社債信託法は英米法の精神を繼受せるもの、即ち英米法系に屬す。然るに其の一般法たる商法中社債規定（第百九十九條乃至第二百七條の二。第百七十三條、第二百三十六條第二項第二百四十九條參照）は元來舊商法第二百六條第二項及社債に關する特別法（明治二十三年八月法律第六十號）を修正補追の上編入したるものにして其の定むる所は大陸法系に屬し、而かも社債權者集會及其の代表者制度を缺き社債權者の保護が充分ならざる點に於て諸國の法制に頗る似る所あるは既に述べたるが如し。而して斯く觀じ來たるときは我が社債に關

する法制は、全く大陸法系に屬する一般法の下に　特別法として英米法の精神を繼受したる擔保附社債信託法を有するものにして、大陸法に英米法の精神を接受移植したる點に於ては上述アルゼンチンの法制と同一なりと謂はざるべからず。而かもアルゼンチンに於ては fideicommissaire は社債權者の法定代理人(représentants légaux)たるに止まり未だ其の間に信託の法理を應用するに至らざりきと雖も、擔保附社債信託法に於ては最も忠實に英米法の精神を移植し發行會社と社債權者との間に受託會社を介入せしむることとし、既に早く信託法理の繼受に成功したるは單に我法制史上特筆大書すべきことたるのみならず(註二)、又大陸法に對する英米法の精神接受の轉向を示す好箇の事例なりと謂はざるべからず(註三)。

(註　一)　西本博士「維新より昭和へ私法變遷の大要」(慶應義塾創立七十五年紀念講演)

(註　二)　池田博士　擔保附社債信託法論序一頁、花岡博士　英國新會社法論序四頁及五頁

(註　三)　一九三一年九月一七日會社法改正に關する大統領の緊急命令(Verordnung des Reichspräsidenten über Aktienrecht, Bankaufsicht und über eine Steueramnestie(RGBl. I 493)は第四部に於て會社の決算及其の審査に付新規定を設け審査に關しては主に英國法制に倣ひ强制檢査制度を設けたり(法學協會雜誌第五〇卷第一二號鈴木竹雄氏獨逸株式會社法の改正參照)。此の點に於て見るも是亦兩法系接近の事實を示すものと謂はざるべからず。

(完)